大阪市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第６条の３第２項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第 34 条の８第２項、第３項及び第４項に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

（事業開始の届出）

第２条　本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第 34 条の８第２項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「法規則」という。）第 36 条の 32 の２の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

(1)　放課後児童健全育成事業開始届（様式１号）

(2)　職員名簿（様式４号）

(3)　事業者の役員名簿（様式５号）

(4)　事業者及び運営を行う者が法人である場合にあっては、その登記簿の謄本及び定款又は寄付行為の写し（権利能力のない社団である場合にあっては、その基本約款その他これに類するものの写し）

(5)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。また、収支予算書及び事業計画書については、大阪市留守家庭児童対策事業補助金要綱における収支予算書（様式７号）及び大阪市留守家庭児童対策事業実施内容計画書（様式６号）を利用することができる。

（事業変更の届出）

第３条　事業者は、前条第１項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、法第 34 条の８第３項に基づき、変更後１か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（様式第２号）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

（事業廃止・休止の届出）

第４条　事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第 34 条の８第４項に基づき、あらかじめ、法規則第 36 条の 32 の３の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式３号）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

（基準の遵守及び報告）

第５条　事業者は、法第 34 条の８の２第３項に基づき、大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年大阪市条例第 102 号）を遵守しなければならない。

２　事業者は、重大な事故が生じた場合は、放課後児童健全育成事業事故報告書（様式６号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

（調査及び立入調査等）

第６条　市長は、法第 34 条の８の３第１項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

２　市長は、法第 34 条の８の３第３項に基づき、事業が条例に適合しないと認めるときは、その事業者に対し、必要な行政指導を行うものとする。

３　市長は、法第 34 条の８の３第４項に基づき、必要と認めるときは、大阪市行政手続条例（平成７年大阪市条例第 10 号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずるものとする。

４　本条に規定する業務を行う職員は、法規則第 13 号の３様式に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求されたときは、これを提示しなければならない。

（関係書類の整備等）

第７条　事業者は、次の各号に掲げる届出書類を事業実施期間中保管しなければならない。

（１）放課後児童健全育成事業開始届（様式１号）（副本）

（２）放課後児童健全育成事業変更届（様式２号）（副本）

（３）放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（様式３号）（副本）

（４）職員名簿（様式４号）

（５）事業者の役員名簿（様式５号）

（６）放課後児童健全育成事業事故報告書（様式６号）

（委任）

第８条　この要綱の施行に必要な事項は、専管する担当課長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 27 年 2 月 25 日から施行する。

（経過措置）

２　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、改正後の法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている事業者については、本要綱第 2 条に定める事業開始の届出について、「あらかじめ」とあるのは、「整備法の施行の日から起算して 3 か月以内に」とする。